

ト、レテ客月十九日解決シタルカ、及び二十七日調査
期間満了シタルヲ以テ會社ニ於テハ今日午後五時三
十分別記第一号ノ通發表シタル如組合側ハ之ニ不満
アリタルニ因ル

六、要求事項

- 親方制度撤廢要求ニ對スル會社ノ發表ニ不満アリ從
業員側ハ七月二十八日左記要求ヲ工場長宛提出セリ
- (1) 現行親方請負制度ハ來ル八月一日ヨリ之ヲ廢止ス
 - (2) 現在ノ從業員ハ全負本職工ト認ムルコト
(勤績年數ハ從來ノヲ認ムルコト)
 - (3) 工場從業員規則又ハ其他ノ職工關係ノ事項ニ關シ
テ變更スル時御下問ニ預リ度シ

(4) 新制度ニ於ケル賃金ハ技能等ヲ參酌シテ左記ノ通
定メラレタシ

イ、出來高給 單價ハ從前通ノ事

ロ、聯合出來高 右 全

ハ、日 給 多少ノ異給ヲレテ公平トスル事

七月廿八日

組合員一同

谷井陽之助殿

七、組合側ノ行動

組合側ハ會社ノ發表ニ甚シク不満アリ即日一部ノ幹
部山下光彰以下五名ハ總同盟本部ニ到リ組合本部員
ト相談セントシタルモ不在ノ為ノ其俚引揚外タリ
翌二十八日午前七時三十分職工等ハ平常通百二十名